

神樂岡宗忠神社略由來記

黒住教京都青年會藏版

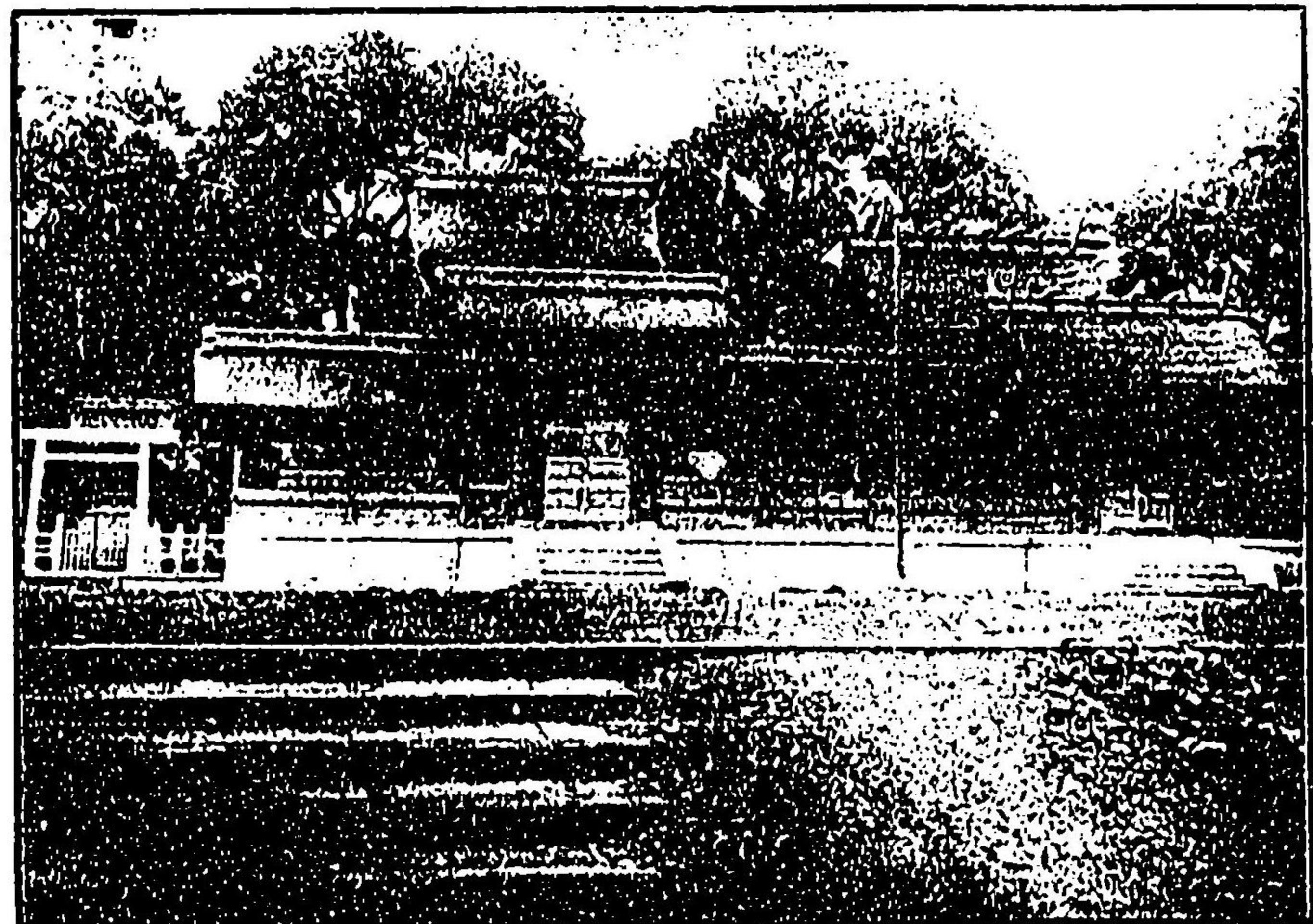
267

446


特48

新築社殿

603

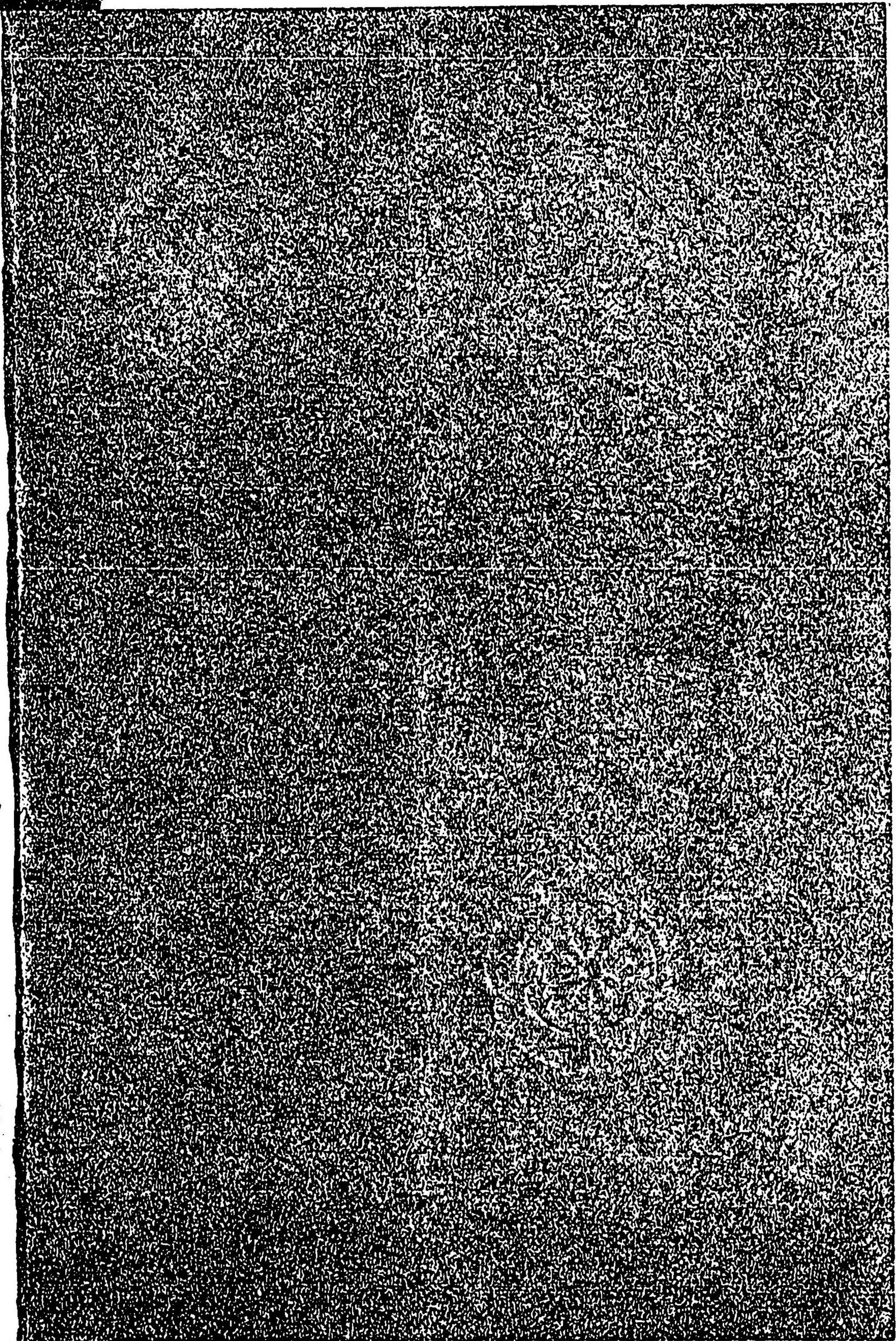


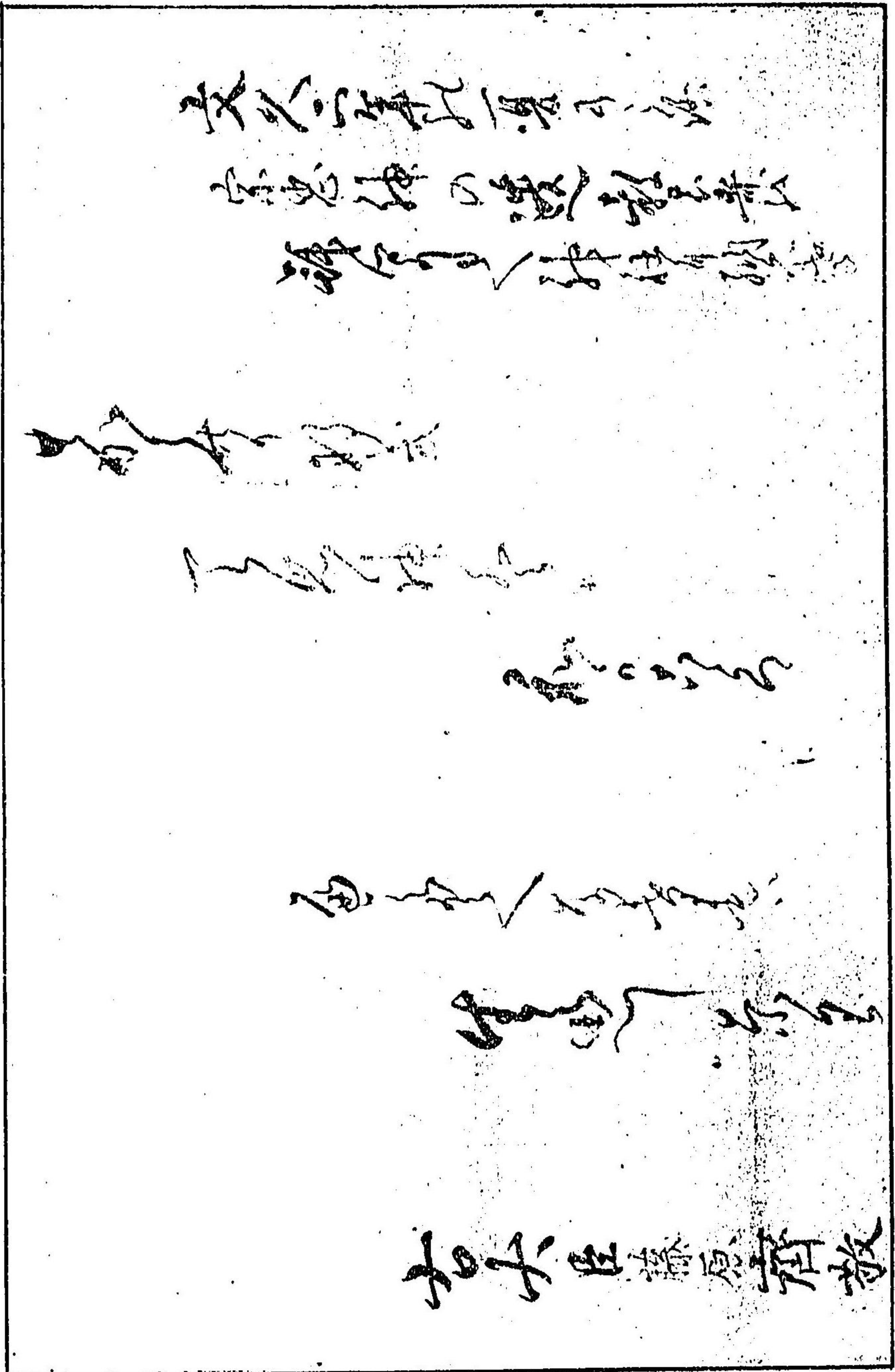
神樂岡總會總裁二條公爵御筆


 五  
 年

明治四十二年七月

二條基江





二條 關白殿下 御筆 (神樂岡神社)

### 神樂岡宗忠神社略由來記

#### 神樂岡御鎮座の事

掛卷も畏き我教祖宗忠の大神は安政三年に大明神の神號を賜はり美作國大庭郡布施上福田村なる恩智御靈大明神と合祀せられしが故ありて安政六年十一月御教子赤木宗一郎佐伯仁右衛門翁左一之介翁長門頭野々上帶刀加古原淡路船木甚兵衛真川泰輔前田榮次郎等の諸大人より當時神祇の總司家なる吉田殿に願立て是の吉田山に御遷座なし奉ることとなり南北三十四間餘東西九十三間餘の地を選び定めて社殿の造營に着手されたり御造營に付ては前記赤木大人を始め九人の大人達の容易ならざる御盡力ありしとの事實は聞傳ふる所あれども今は省きぬ然して文久二年九月工竣はり同月

黒住教京都青年會

明治 44.11.7

二  
廿四日の夜吉田殿より官員方の出役ありて最も嚴肅に御遷座の式典を舉行せられたるぞ目出度き限りなり此時赤木大人感喜の念止めあへず詠じ玉へる歌に

吉田山神樂の岡にもとたてよ都も神の風や吹くらむ爾來赤木大人を始め諸大人等が此靈境に於て盛んに教義を宣布し玉ひ文久元治慶應の頃は都下は勿論諸國信徒の參詣する者雲の如く夥多かりし由當時社側なる歸若殿の講筵には高貴の方々も垂簾の裡に聽聞あり二條關白殿長橋の御局等も靈驗を受け玉ひし話しあれども省略す以後爰に四十九年此間社殿の修理を加へたれども朽敗の箇所尠なからざれば神樂岡會に於て新たに造營せられ知木高き神殿は朝日直刺す吉田山の積翠を環らし人をして座るに崇敬の念を生ぜしむるの神境とは爲りたり

後段に叙述する如く此の神樂岡なる宗忠神社は我教祖宗忠の大神を奉祀せる最初の御社にして此の御社に於て朝廷は教祖に神階を宣下あり又勅願所と仰出されたる次第なれば此の御社こそ實に本教無二の靈祠として崇敬し奉らざるべからず我教徒たるものかかる尊とき御由緒ある神社なることをゆめ忘るなかれ

### 勅願所の御沙汰并に御撫物御下渡の事

關白二條齊敬公は深く我教祖大神を御崇敬遊ばされ常に宗忠神社の事に御配慮在らせられしが慶應元年四月十六日議奏柳原中納言殿へ左の御文通あり

去る文久二年二月於神樂岡勸請宗忠神其以來京城并に諸國之人心追々復正且病難平愈等難擧數就ては内々今度攘夷御祈禱被仰出候様偏に令懇願候此旨可然言上願存候事

四月十六日

齊敬

議 奏 中

依て柳原殿の奏上により二條關白殿御素願の通り我宗忠神社を勅願所と定めさせられたれども御内々の御儀なれば公然議奏の手を経ずして二條關白殿より宗忠神社詰翁陸奥守殿へ左の御書を下渡されたり

今度御内々依有 思召於宗忠神前天下泰平人心一和外夷掃攘萬民安堵 實祚長久武運悠久御祈之事

慶應元年十二月三日禁裏御所御執次土山淡路守殿より吉田殿へ左の御達あり

一神樂岡宗忠社江自今 御撫物被出候間來八日巳刻家來相添社家奏者所江可參上事中略

依て其趣吉田殿より宗忠神社に御傳達ありしかば同年十二月八日翁陸奥守殿は 宮中に出頭宗岡式部大丞殿より左の御物を御下渡

しあり

一御撫物

一御檀料 白銀三枚

宗忠神社にては嚴重なる祭儀を整へ一七ヶ日御祈禱を奉仕し同月十五日 宮中に御撫物を奉還し左の二點の物を献上せり

一御祈禱大麻

献上臺に載す

一個

一御 神 水

青竹筒に容る

一個

其後慶應二年十一月十三日前例の如く御撫物御下渡尙ほ同年十二月十八日 聖上陛下御痘瘡に付御祈禱仰出され日々諸太夫方御代拜ありたりとぞ如此 宮中より御撫物を下渡され且つ御祈禱仰出さるゝ事は賀茂八幡等の如く最も深き御由緒ある神社ならでは其類例なきことなりとぞ此の事實に徴するも當時 朝廷に於て深く御崇敬ありしことを窺ひ知るべし

神階御宣下の事 附神主任官の事

我教祖大神に神階御宣下の事は二條關白殿の最も熱心に御盡力あらせられし事にて公は教祖の靈驗日に新にして衆庶其徳を仰ぐに  
より相當の神階を授けさせ玉ふべく 奏請ありしかば慶應二年二月七日吉田殿より宗忠神社へ左の口宣案を下渡されたり

口宣案

上卿 新大納言

慶應二年二月七日 宣旨

神樂岡宗忠神

宜授從四位下

藏人頭右大辨藤原豊房奉

又禁裏御所より宗忠社へ神位記御下附に付御使山口大外記殿青木

左兵衛權大尉殿は吉田殿山田阿波介殿の案内にて宗忠神社に参向あり神前にて神主職櫻井右源治殿へ左の神位記御渡しになりたり

宗忠神社

右可從四位下

攘除疾疫拯濟萬民令徳

日高冥驗歲新宜授榮爵式耀

靈神可依前件

主者施行

慶應二年二月七日

二品行中務卿

正五位下守中務大輔卜部朝臣教久宣

正四位上行中務少輔主殿頭兼左大史算博士臣小槻宿禰輔世

奉行

正二位行權大納言兼右近衛大將臣

家信

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言兼左近衛大將臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

正二位行權大納言臣

權大納言正三位臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

忠順 資宗 道孝 光愛 胤保 輔政 雅典 有容 爲理 定功

正二位行權中納言臣

正二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

從二位行權中納言臣

正三位行權中納言臣

正三位行權中納言兼右衛門督長順等言

制書如右請奉

制附外施行謹言

慶應二年二月七日

制可

月日辰時正四位上行大外記兼助教中原朝臣師身

左中辨勝長

關白從一位行左大臣朝臣

太政大臣闕

從一位行右大臣

從一位行内大臣朝臣

二品行式部卿邦家親王

正三位行式部大輔在光

參議從三位行左大辨經之

告宗忠神社奉

制書如右符到奉行

正四位下行式部少輔兼備前守義脩

大錄

少錄友也

少錄

天皇  
御璽

右神階宣下に付宗忠神社に始めて神主の職を置き教祖大神の御孫

櫻井右源治殿を以て之れに就かしめ翁陸奥守殿をして扶助たらしめ玉ひしは是亦二條關白殿の思召に出たるよし左の御書翰によりて其一班を知るべし

春雨鬱々敷候處愈御萬福令欣賀候誠に今日は 神階 宣下無異に相濟全貴卿出格之御盡力故と千喜萬悅不過之候將又態々御入來御尊之神主名前之儀備中國吉備郡吉備津宮社家櫻井右源治へ可被仰付候儀則全日伺定候處右之通可取計御沙汰に候間宜敷御頼申入候中略翁者矢張是迄通總而扶助致候は勿論なから貴卿之御舎に而爲後日被達置候様存候晚景差急例之亂筆拙文御判覽可被給候也

二月七日

再伸吳々も厚く御挨拶申入度候也

齊敬



柳原大納言殿

其後神主は黒住宗平と改められ慶應二年六月從五位下に叙し若狹守に任ぜられたり元來神職の任官叙位は 朝廷に御由緒深き神社に奉仕する大宮司及神主に限りたるに黒住宗平殿に此特典を與へられしこと有難き次第ならずや抑も我教祖大神が現世に座しますときは無位無官の御身にして而も神去り玉ひしより幾年を経ざる慶應二年に至りて其御社を勅願所に仰出され天下泰平外夷掃攘の御祈禱仰付られ御撫物を下げ玉へるさへ前例なき特典なるに從四位下の神階を御宣下あり神主にも叙位任官仰付られしは實に破格の御事と申すべし是れ我教祖大神の御神德赫灼たるの致す所たるは申すまでも無きことなれども前に述べたる二條關白殿の深く厚き御盡力に由ること勿論なり

神明宮御遷座の事

慶應二年六月廿五日吉田殿より宗忠神社へ御内達あり今度 勅命に依り宗忠神社境内に 天照皇太神宮御勸請仰出されしにより境内地名等取調べ差出すべしとの事に付早速吉田殿へ取調書を差上げしに同月廿八日吉田殿より左の御沙汰書を受領せり

神樂岡西河原宗忠社地江依

勅願 太神宮勸請被 仰出候事

然るに同年七月三十日 太神宮御勸請御延引仰出されし旨柳原大納言殿より吉田殿へ御達ありたり然るに同年九月十四日二條關白殿より同家御傳來の 神明宮を宗忠神社内に御遷座遊ばされ度き御内意を以て吉田殿へ御尋ねありし趣宗忠神社に御内達あり依て同月十五日神主黒住若狹守殿扶助翁陸奥守殿は二條殿へ參上御請

申上げ左の台命を受けられたり

宗忠神社從來依 御信仰當御殿御傳來被爲在候 神明宮今般  
御遷座永々無怠慢令守護 天下泰平 御家御繁榮御子孫御長久  
抽精誠可祈候者 二條殿依 台命執達如件

藤木民部權少輔 經立花押

慶應二寅年九月

以下略

神主黒住若狹守殿

扶助翁陸奥守殿

右の御沙汰に依り宗忠神社々殿の傍らに 神明宮假殿と高一丈の  
丸木鳥居を建設し九月十六日二條殿より御遷座在らせられたり  
吉田殿の御記録によれば二條殿御鎮座の神明宮を御遷座ありしと  
のことは畢竟名目にして其實 神明宮の大御神璽は長くも 宮中  
より御渡し遊ばされしにあらざる歟といへり如此疑を存じ置かれ

しものなれば明瞭の事とは云ひ難けれど前日 勅命に依り太神  
宮御勸請仰出され又程もなく此事御延引を仰出され更らに又二條  
殿御鎮座の太神宮御遷座の事となりたる事柄より推測すれば 宮  
中の御都合により表面は二條殿御鎮座の神明宮を御遷座在らせら  
れし様仕倣されしにはあらざる歟若し然る事實の座しませば實に  
畏きが上にも畏き御事と申すべし

附 神樂岡會の事

抑も我宗忠神社は長くも 朝廷の厚き御崇敬により勅願所に仰出  
され又 神明宮も尊き御由緒あること前段に述ぶる如くなれば吾  
教徒たるものは無限の赤誠を以て崇敬し奉らざるべからざる次第  
ならずや然るに現今の社殿は假殿にして境域も亦狭少なり加之爾  
來四十餘年の星霜を閲し修理を加ふるに由なきまで損壞するに至  
りしは神慮に對し奉り恐懼に堪へず殊に本教の如き數百萬の信徒

を有し尙且つ日に月に發展せる教祖の靈祠にして之れが荒敗を座視するは教徒の忍びざる所なれば明治四十一年一月同志相謀りて神樂岡會なるものを組織し其事業として境域の擴張と社殿の改築を行ひ鴻大なる神恩の萬一に奉答せんとして會長殿始め同會々員の熱心なる盡力に依り山林千餘歩を購ひ大に風致の美を加へ神明宮本社赤木社兩御門透塀等は數月前既に其功を竣へ最も壯嚴の觀を呈せり尙進んで拜殿社務所神饌所等豫定の工事を續行し御鎮座五十年の大祭を執行せんとして有志者は寢食を忘れて奔走せらるゝと聞く我等青年會員も奮て此美舉を賛成し報恩の微意を表せんことを期す

編者曰本書に載する所の神位記口宣案御沙汰書御書翰等は勿論其他の事實も主として吉田子爵家の御記録即ち當時の公文書に據りたるものにして編者の臆斷を加へざることを爰に告

白す又本書の編述は或る事情ありて脱稿を急ぎしたため文字の修正等を爲すの暇なきを以て行文体をなきゞるもの有らむとは再版の時を待て訂正すべし請恕せよ

明治四十四年十月二十一日印刷  
明治四十四年十月二十九日發行

不許  
複製

京都市黑住教青年會代表者

編輯人 青山庄之助

京都市下京區高倉通  
松原下九福田寺町

印刷人 石川豐助

京都市上京區押小路通  
鉄屋町東入

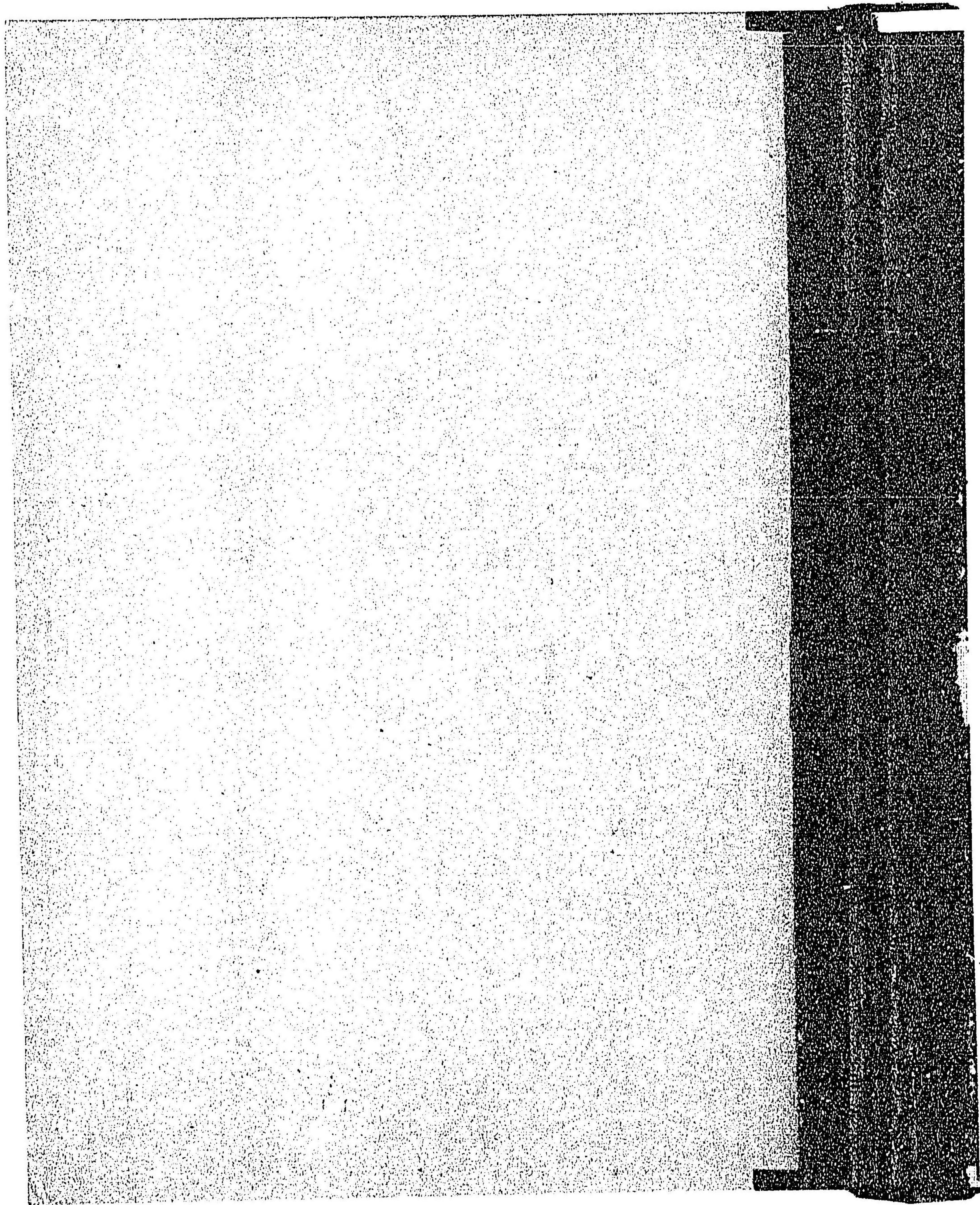
印刷所 合資商報會社

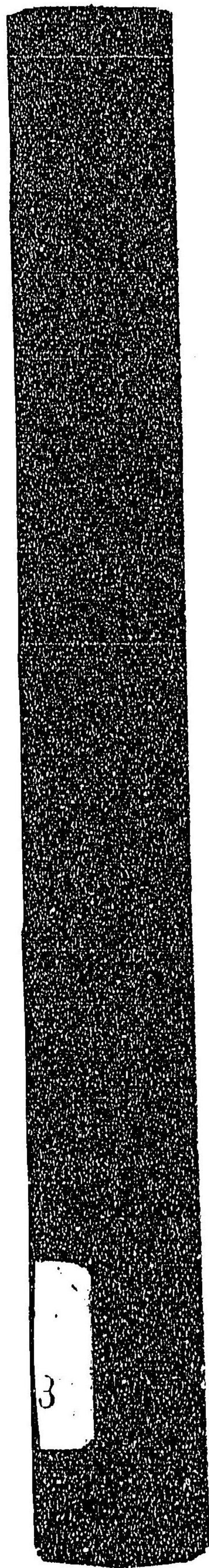
京都市上京區堀馬場通  
二條南入等持寺町十番

京都市上京區吉田町

發行所 黑住教京都青年會

(定價金五錢)





3

神樂岡宗忠神社略由  
來記  
黑住教京都青年會  
国立国会図書館

特4  
6

013901-000-3

特48-603

神樂岡宗忠神社 略由來記

青山 庄之助 / 編

M44

ABB-0126



